

神戸市市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会
ワーキンググループについて (案)

1. 目的

平成 29 年 4 月より開始した総合事業について、サービスの実施状況を検証し、今後の改善や見直し等を検討するため、「(仮称) 総合事業サービスワーキンググループ」を開催する。

2. 検証内容

- (1) 訪問型サービスについて
- (2) 通所型サービスについて
- (3) 一般介護予防事業について

3. スケジュール (予定)

時期	会議等	備考
平成 29 年 8 月 9 日	企画・調査部会①	ワーキング設置要綱の改正
8 月 25 日	専門分科会①	ワーキング設置報告
9 月	ワーキング①	総合事業の実施状況と課題の整理、 課題に対する意見交換等
9～10 月	企画・調査部会②	ワーキング①の報告
10 月	ワーキング②	今後の方向性等に対する意見交換
11 月	ワーキング③	今後の方向性等のまとめ
11 月	企画・調査部会③	ワーキング②、③の報告
12 月	専門分科会②	〃
1 月	企画・調査部会④	
2 月	専門分科会③	

4. ワーキンググループ委員名簿

別紙参照

神戸市 市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会

(仮称) 総合事業サービスワーキンググループ委員名簿 (案) (敬称略、五十音順)

明石 隆行	種智院大学人文学部社会福祉学科教授
大浦 由紀	神戸市シルバーサービス事業者連絡会理事
神谷 良子	一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会相談役
松川 芳司	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会福祉部長
南 俊郎	一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟副理事長
村山 メイ子	認定特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク理事長
吉田 宜子	生活協同組合コープこうべ 地域活動推進部組織運営推進担当係長

計7名

神戸市の総合事業の概要

<総合事業の訪問型・通所型サービス>

対 象：「要支援1・2」、事業対象者

訪問型サービス

●介護予防訪問サービス

サービス内容：ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や掃除・買い物などの生活援助を提供するサービス

利用者負担の目安：●週1回程度・・・・・・・・1,267円/月

●週2回程度・・・・・・・・2,532円/月

●週に2回程度超・・・・・・・・4,106円/月（要支援2の方のみ）

※利用者負担1割の場合の額を記載

●生活支援訪問サービス

サービス内容：市の定める研修を修了した方等が自宅を訪問し、掃除・買い物などの生活援助を提供するサービス

利用者負担の目安：●週1回程度・・・・・・・・1,013円/月

●週2回程度・・・・・・・・2,025円/月

●週に2回程度超・・・・・・・・3,212円/月（要支援2の方のみ）

※利用者負担1割の場合の額を記載

●住民主体訪問サービス

サービス内容：NPO法人や住民主体のボランティアにより、掃除・買い物などの生活援助に加えて、草むしり、電球の交換等を提供するサービス

※サービス内容や利用者負担などは、提供する団体によって異なる。

通所型サービス

●介護予防通所サービス

サービス内容：デイサービスセンターなどに通い、生活機能を向上させるため、食事・入浴・送迎等の日常生活上の支援などを提供するサービス

利用者負担の目安：●事業対象者・要支援1の方・・・・・・・・1,736円/月

●要支援2の方・・・・・・・・3,560円/月

※利用者負担1割の場合の額を記載

●短期集中通所サービス（集団型・個別型）

サービス内容：専門職による短期集中のコースにより、運動機能の低下防止などのプログラムを提供するサービス

時 間：全 12 回（1 回 1 時間～1 時間半程度、約 3 ヶ月）
＜一般介護予防事業（地域での介護予防・生きがいつくりの場）＞
対 象：65 歳以上の高齢者

●地域拠点型

体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座等、地域によって特色があり、様々なメニューを提供

地域福祉センター等で週に 1 回 5 時間程度開催

利用者負担：場所により異なる

●居場所づくり型・自主活動型

地域でのサロン、体操教室等、地域で自主的に運営されている気軽に立ち寄れる通いの場

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会 ワーキンググループ設置要綱の改正について（案）

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会ワーキンググループ設置要綱（平成27年5月28日部会決定）の一部を次のように改正する。

第2条（1）基準検討ワーキンググループの名称を次のように変更する。

- (1) **総合事業サービス**ワーキンググループ 定数10名以内

別表（第2条関係）ワーキンググループの所掌事務の「1 基準検討ワーキンググループ」の名称を変更し、2号に次の文言を加える。

1 **総合事業サービス**ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関すること
 (2) その他、総合事業の立ち上げ**及び円滑な運営**に関して必要と認められること

新旧対照表

（_____は、改正部分を示す。）

現 行	改 正 案
<p>第2条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。</p> <p>(1) 基準検討ワーキンググループ 定数10名以内</p>	<p>第2条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。</p> <p>(1) 総合事業サービスワーキンググループ 定数10名以内</p>
<p>別表（第2条関係） ワーキンググループの所掌事務</p> <p>1 基準検討ワーキンググループ</p> <p>(1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関すること (2) その他、総合事業の立ち上げに関して必要と認められること</p>	<p>別表（第2条関係） ワーキンググループの所掌事務</p> <p>1 総合事業サービスワーキンググループ</p> <p>(1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関すること (2) その他、総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要と認められること</p>

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会 ワーキンググループ設置要綱

平成27年5月28日

企画・調査部会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱（平成12年7月11日決定）第6条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

(ワーキンググループ)

第2条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。

- (1) 基準検討ワーキンググループ 定数10名以内
- (2) ケアマネジメント検討ワーキンググループ 定数10名以内

- 2 第1項の各号に掲げるワーキンググループの所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。
- 4 ワーキンググループに座長を置き、座長は、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 5 座長は、そのワーキンググループの会務を総理する。
- 6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 7 ワーキンググループは、座長が招集する。
- 8 ワーキンググループは、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(関係者の出席)

第3条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 ワーキンググループの庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、ワーキンググループが定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日より施行する。

別表（第2条関係）

ワーキンググループの所掌事務

1 基準検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関すること
- (2) その他、総合事業の立ち上げに関して必要と認められること

2 ケアマネジメント検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに必要なプロセス、アセスメントツール、様式等の検討に関すること
- (2) その他、総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに関して必要と認められること